

条例議案参考資料

(議案第93号)

令和2年第2回(6月)川口市議会定例会

令和2年第2回（6月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 93号参考資料 川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
---	---

議案第 93号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（読替規定）</p> <p>第11条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第11条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p><u>17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第16条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第16条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第83条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第23条の2 法附則第15条第1項、第18項から第20項まで、第29項、第</p>	<p>附 則</p> <p>（読替規定）</p> <p>第11条 法附則第15条から第15条の3の2までの<u>規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第11条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第16条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第16条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第83条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第23条の2 法附則第15条第1項、第18項から第20項まで、第29項、第</p>

38項、第42項、第44項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

38項、第42項、第44項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3 _____ の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。

○ 川口市税条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第8条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第11条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第11条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 法<u>附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>（読替規定）</p>	<p>附 則</p> <p>第8条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（読替規定）</p> <p>第11条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第11条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 法<u>附則第62条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>（読替規定）</p>

第23条の2 法附則第15条第1項、第18項から第20項まで、第29項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条の6 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第23条の2 法附則第15条第1項、第18項から第20項まで、第29項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。